

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 健康増進課

許認可等の内容		とちぎメディカルセンター運転資金貸付けの決定
根拠法令等及び条項		とちぎメディカルセンター運転資金貸付要綱第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	とちぎメディカルセンター運転資金貸付要綱第3条、第4条及び第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>とちぎメディカルセンター運転資金貸付要綱抜粋 (貸付対象者)</p> <p>第3条 とちぎメディカルセンター運転資金貸付金(以下「貸付金」という。)を借り入れることができる者は、とちぎメディカルセンターとする。</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第4条 貸付金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸付限度額 5億円</p> <p>(2) 貸付期間 最長1年とする。ただし、市における1会計年度を超えることはできない。</p> <p>(3) 貸付利率 無利子</p> <p>(4) 担保等 とちぎメディカルセンターが所有する不動産における融資限度額に相当する根抵当権(第1順位)を設定する。</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第6条 市長は、とちぎメディカルセンター運転資金貸付金借入申込書を受けたときは、その内容を審査するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による審査の結果、貸付金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、とちぎメディカルセンター運転資金貸付金貸付決定通知書(別記様式第2号)によりとちぎメディカルセンターに通知するものとする。</p>	